

# 阪神國道改築工事概要 (一)

兵庫縣技師 溝 口 親 種

## 一 沿 革

大阪、神戸兩市は、商工業年と共に發展し、貿易の累進工場の増設と共に住民益々多きを加へ、兩市間の市町村亦或は工場地と成り、或は郊外住宅地となり年々其の數を増加し、従つて兩市間の交通は益々繁劇を見るに至れり。

阪神兩市間の交通機關としては、陸には國有鐵道(複線)の外、阪神電氣鐵道株式會社、阪神急行電鐵株式會社の兩電車軌道を有し、海には幾多の船舶を以て運輸に従事せるも、將來兩市並に沿道の益々發展する状態を想像せば、兩市間の交通は愈々増加し

是等の機關にては不足を告ぐる可きこと明かなり。

阪神間に於ける交通機關は叙上の鐵道、軌道、船舶のみにして満足する能はず、近時自動車の使用頓に劇増するに至れり。

然るに此の兩都市を連絡せる道路は現在第二號國道の一線のみにして、其の幅員著しく狹隘、路線又屈曲多く、橋梁は其の構造重荷に堪へず、且つ本路線は軍事上重要な道路なるを以て之が改良は日一日其の急を感ずるに至れり。

今試に阪神兩市並に沿道市町村に於ける戸數、人口、工場、車輛及鐵道、軌道に於ける乗客劇増の状態を見るに左の如し。



### 阪神間鐵道各驛乘降客表

驛名	年次	明治三十二年		明治三十七年		明治四十二年		大正六年		大正八年		增比三十二年	
		降乘	客客	降乘	客客	降乘	客客	降乘	客客	降乘	客客	降乘	客客
大 阪	降乘	二四九,三〇六	客客	二,六二一,五〇〇	客客	三,八五〇,〇七	客客	三,〇六六,五三	客客	六,七六六,六六	客客	四,四四〇,三三	客客
神 崎	降乘	二四二,六三六	客客	二,六六六,三三	客客	三,八四七,九九	客客	三,六四四,三三	客客	六,七一九,六六	客客	四,四三三,三三	客客
西 宮	降乘	三〇,九四三	客客	三六,四三三	客客	三三,一六一	客客	七九,〇三三	客客	一一三,三三三	客客	二〇,七七一	客客
芦 屋	降乘	三〇,九四三	客客	三六,四三三	客客	三三,一六一	客客	七九,〇三三	客客	一一三,三三三	客客	二〇,七七一	客客
住 吉	降乘	二四,九七七	客客	三〇,九四三	客客	二六,八七一	客客	六九,九九	客客	一一三,三三三	客客	二〇,七七一	客客
灘	降乘	二四,九七七	客客	三〇,九四三	客客	二六,八七一	客客	六九,九九	客客	一一三,三三三	客客	二〇,七七一	客客
三 宮	降乘	一〇〇,〇〇〇	客客	一〇〇,〇〇〇	客客	一〇〇,〇〇〇	客客	一〇〇,〇〇〇	客客	一〇〇,〇〇〇	客客	一〇〇,〇〇〇	客客
神 戶	降乘	四〇〇,〇〇〇	客客	四〇〇,〇〇〇	客客	四〇〇,〇〇〇	客客	四〇〇,〇〇〇	客客	四〇〇,〇〇〇	客客	四〇〇,〇〇〇	客客
計	降乘	一,〇〇〇,〇〇〇	客客	一,〇〇〇,〇〇〇	客客	一,〇〇〇,〇〇〇	客客	一,〇〇〇,〇〇〇	客客	一,〇〇〇,〇〇〇	客客	一,〇〇〇,〇〇〇	客客

### 阪神電氣鐵道乗客表

阪神電氣鐵道	一日平均	乗客	
		乗	客
		明治三十二年	明治三十七年
		七,七七一,三〇七	一七,〇八六,〇〇七
		三,三三三,三三三	三,三三三,三三三
		明治四十二年	大正三年
		三,三三三,三三三	三,三三三,三三三
		大正八年	增比四十二年
		三,三三三,三三三	七,七七一,三〇七

以上の諸表に依り之を見れば兩市並沿道市町村が如何に發展し従て交通機關の完備を要望せるや窺知するを得べし。

茲に於て大阪、兵庫兩府縣は、本道路改築のため國庫補助の儀を具狀し、政府は工費二分の一を國庫より補助することとし、第四十一回帝國議會に提案し、先づ大正八年度に於ける補助豫算を決定し、次で大正九年度以降の補助は、道路改良繼續費の内に於て決定を見るに至れり。依つて本縣に於ては、大正八年度より大正十二年度に至る五箇年の繼續支出とし、工費總額千三十萬圓の半額は國庫の補助を受け、縣の負擔に屬する他の半額は起債に依ること、し、大正八年通常縣會の決議を経たり。

本國道の改築は其の豫算金額に於て將た其の構造に於て、本縣空前の大事業に屬するを以て、周到なる調査と敏活なる執務を要し、且直營にて施行する

の方針を定めたるを以て、其の事務を處理するため、大正九年二月五日改築區域の中央たる西宮町に特に工營所を置き、改築事務を處辨することとせり。

### 二 改築路線

本路線は交通狀勢の殷盛なる、全國國道中、蓋し本線の右に出づるものなし、従つて之が改築は、實に百年の大計に屬し、其の路線の撰定は、最も意を用ひざるべからず、依て本縣は現在の利用と將來の發達に稽へ、五線の比較線を實測し、調査研究を重ね、内務省主任技師の實査と、道路會議の決議を経て改築路線を告示せらるゝに至れり。本縣に於ける經過地左の如し。

左門殿川(川邊郡小田村梶ヶ島)府縣界を起點とし、同村杭瀬を經、大物川(阪神電車鐵橋北約二

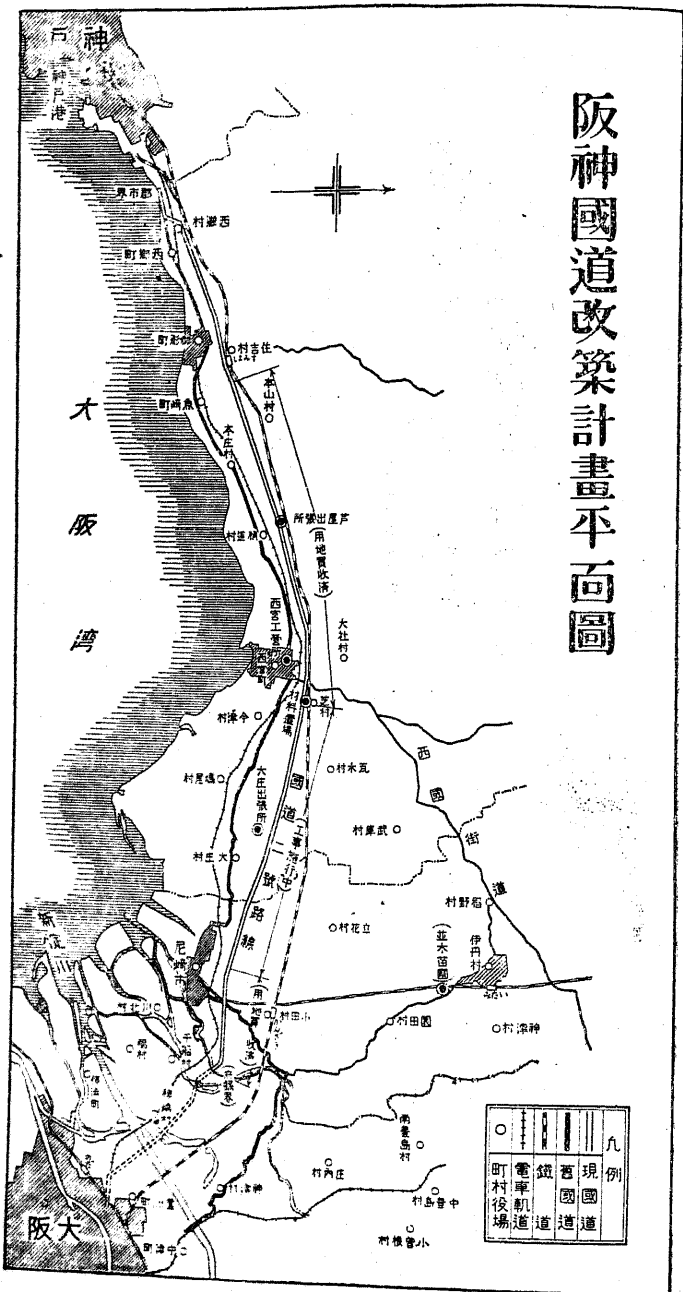
〇〇間)を渡り、尼崎市大物村に入り、國有鐵道福知山線を横切り、庄下川(阪神電車鐵橋北約一五〇間)を渡り、同市別所村、西灘波村を經、蓬川(現在國道より北約一九〇間)を渡り、武庫郡大庄村濱田、東大島、西大島を經、武庫川(川口ヨリ北一里三町)を渡り、鳴尾村小曾根、鳴尾を經、枝川廢川敷を横過し、瓦木村下瓦林、下新田、今津町今津、津門を經、西宮町(西宮驛前南約五〇間)に出で、同町六湛寺裏を經、夙川(國有鐵道鐵橋南約九〇間、阪神電車鐵橋北約二〇〇間)を渡り、大社村森具、精道村打出を經、芦屋にて芦屋川(業平橋附近)を渡り之より大體舊西國街道に沿ひ、同村津知、三條、本庄村深江、本山村森、中野、小路、北畑、田邊、岡本、田中、魚崎町横屋を通過し本山村野寄を經、住吉川(大正橋附近)を渡り住吉村に入り住吉神社前を通過し、御影町那家を經、御影町に入り縣立師範學校の北部を通じ同町石屋を經、石屋川を越え、六甲村德井、八幡、西灘村河原を經、都賀川(國有鐵道鐵橋南約一一〇間、阪神電車北約一二〇間)を渡り同村森を經、

味泥川附近にて左折し阪神電車線路下を横切り右折して現在國道線に接続し神戸市界に達す、延長五里二十三町五十一間なりとす(圖面参照)

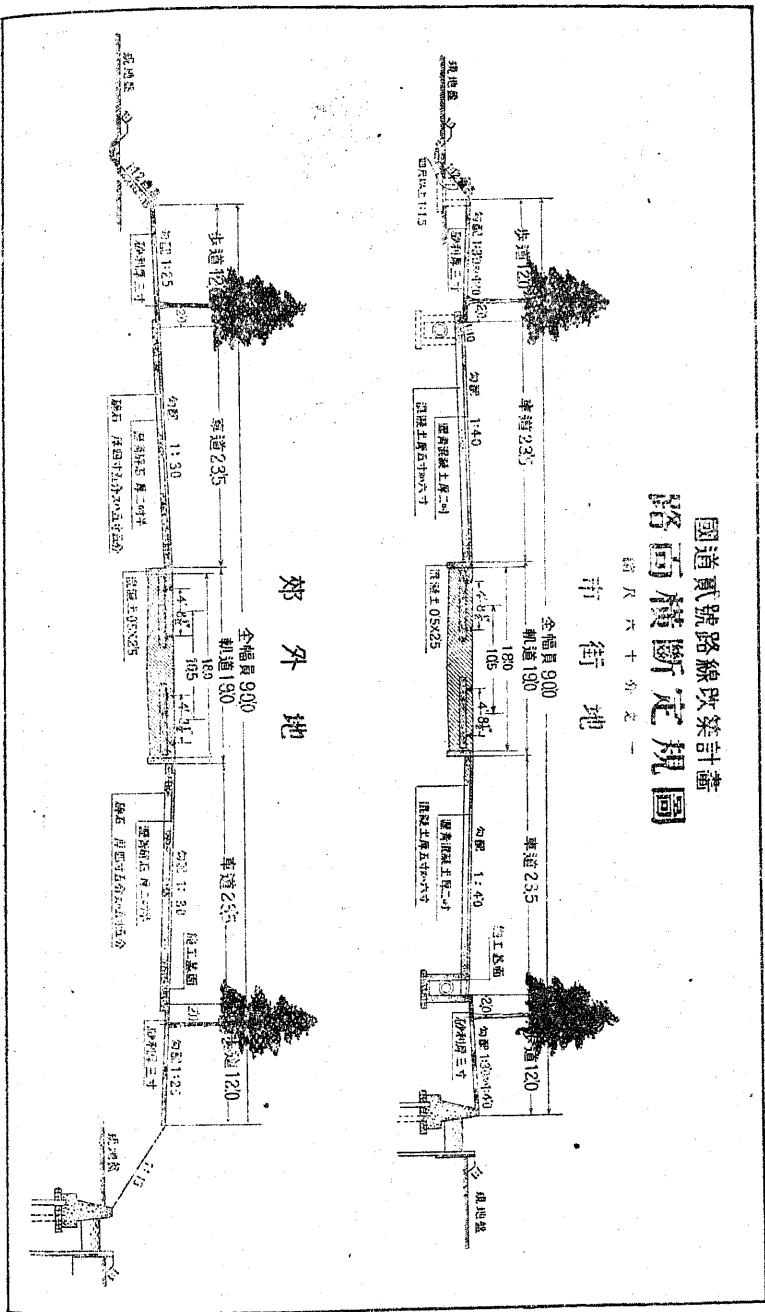
### 三 軌道併置

本國道改築の議決するや、大正九年二月阪神電氣鐵道株式會社は、新國道路線上に電車軌道敷設特許を出願し、次で同年五月阪神自動車鐵道株式會社發起人より自動車軌道敷設特許を出願(後大正十一年四月に至り阪神軌道株式會社と改稱し電車軌道に改め出願)したり、其の後大正十一年十一月に至り神戸市より市街電車軌道の延長として同市の都市計畫區域たる武庫郡本庄村以西の新國道線上に、又同月攝津電氣鐵道株式會社發起人より新國道の全線に各々電車軌道の敷設を出願せり、本路線沿道市町村の發達は近き將來に於て其の全部は住宅及工場等を以て充填し、全然市街化するは疑を容るゝ餘地なし、此の場合に於ては現在並に將に起らんとする交通機關(國有鐵道の複々線、阪神電氣鐵道の新特許線等)にても猶不足を告げ、新國道上に軌道敷設を要望する

## 阪神國道改築計畫平面圖



國道貳號路線改築計畫  
路面構斷定規圖  
縮尺 六十 分 之一



時期の來るべきは必然たり、其の曉に於て幅員の擴張は至難の事に屬するを以て右出願を容れ、此際所要の幅員を擴張し軌道敷設を特許するは、百年の長計に適し、且つ沿道の開發に一大進歩を見るに至るべし。

右諸願の内、阪神電氣鐵道株式會社の出願に對し、大正十二年二月特許せられたるを以て、已定計畫の幅員十二間は、之を十五間に擴張するものにして、之に要する經費の増加は、同會社に於て負擔する筈なり。

#### 四 改築工法

- イ 幅員は市街地、郊外地共に十五間とす、中央三間を電車軌道に充て其の左右各四間を車道とし其兩側各二間は歩道とす、郊外地は當分車道歩道の區別をなさず、將來車歩道を區別し得べき構造とす。
- ロ 曲線は其の最小半徑二百間とす
- ハ 縦斷勾配は最大三十分の一、最小四百分の一とす
- ニ 横斷勾配は市街地にありては車道は四十分の一、歩道は三十分の一乃至四十分の一とす、郊外地に

ありては車道に充當すべき部分は三十分の一、歩道に充當すべき部分は二十五分の一とす。

赤盛土及切取の土羽勾配は地質の硬軟、施工面の高低に應じ盛土にありては一分二分乃至一分五分、切取にありては五分乃至一分とし、其の法面には芝工を施す、土留擁壁は水路に接し又は盛土高さ特殊の箇所限り「コンクリート」を以て築造す。

路面は市街地にありては車道は瀝青「コンクリート」舗装とし、歩道は輾壓せる砂利道とす、郊外地にありては車道に充當する部分を、瀝青透入碎石舗装とし、歩道に充當すべき部分は、同じく砂利道とす。

市街地に施行する瀝青コンクリート舗装は、地質の硬軟に應じ、仕上厚を六寸六分乃至七寸六分とし下層及上層に分ち、下層は「セメント、コンクリート」厚五寸乃至六寸、上層は瀝青コンクリート厚二吋（一寸六分）とす。

郊外地に施行する瀝青透入碎石舗装は、前同様仕上厚を六寸五分乃至七寸五分とし、下層は碎石厚四寸五分乃至五寸五分、上層は二吋半（二寸）と

し、適量の瀝青を透入す。

チ歩道砂利厚は三寸とす

リ排水は大別して街渠、側溝、溝渠の三とす市街地、郊外地の區別並に地形に依り適當に築造す。

又橋梁は延長十二間までのものは幅員十五間、延長十二間を超ゆるものは幅員十一間とし、之を車道

及歩道に區別す、而して幅員十一間のものは車道は五十四尺歩道は左右各六尺とし、幅員十五間の

ものは車道は六十六尺歩道は左右各十二尺とす、但し郊外地橋長五間以内のものは、接續地路面に

準じ、歩車道の區別をなさず。

ル舗装は車道、歩道を區分したるものは、其の車道及歩道共全部瀝青「コンクリート」を以て舗装し、

其の他のものには接續路面に倣ふ。

ヲ橋臺、橋脚は地質に應じ適當なる基礎工を施したる後「コンクリート」又は間知石積とす、橋體は

鐵筋「コンクリート」工字形鋼桁又ハ鋼板桁トス。

ワ橋面床板は鐵筋「コンクリート」築道とし、欄干は鐵筋「コンクリート」又は鐵材を以てし石又は鐵

製の親柱及袖柱を樹つ。

### 六 工事施行

工事の施行は之を數區に分ち、大正十一年四月武庫郡大庄村所屬（蓬川右岸武庫川左岸間一、二、三、五間）大正十一年六月、同郡大庄、鳴尾、瓦木村、

今津町所屬（武庫川左岸西宮驛前今津西宮線縣道間一、六、〇八、五間）、大正十一年十二月尼崎市所屬（庄下川右岸蓬川右岸間九〇三間）の實施設計認可を受

けたるを以て、西宮工營所に於ては、武庫川右岸堤防附近に大庄出張所を、大庄村西大島、今津町津門

西宮驛前）に見張所を設け、先づ該認可を受けたる區間の盛土工事に着手し、八噸蒸氣機關車二輛、一

合七勺積鐵製土運車一〇〇輛を以て武庫川より土砂を運搬し十二間幅に對する盛土を終了し、目下更に

同型機關車一輛、同土運車四〇輛を購入し、次の區間盛土工事準備中なり、軌條は二十封度工字形を用ふ。

特殊工事は鳴尾村鳴尾溜池附近に築造する三ヶ所の溝橋工事を竣り、目下大庄、瓦木兩村の溝橋工

施行中なり

盛土碾壓は十噸蒸氣ローラー二輛、五噸ローラー

八噸蒸氣機關車

ガソリン牽引車

十噸蒸氣ローラー

八噸ガソリンローラー

五噸蒸氣ローラー

ジョー型クラッシュヤー

ベルト式コンベヤー

グレンーダ

撒水車

ガソリン、ペーパー

同、ミキサ

ハンド、ミキサ

アスファルト混合機

アスファルトピニター

力並木は歩道の内側に約四間毎に植栽す、樹種は主として公孫樹を用ふ、苗木は其の地方の氣候風土に慣れしむるを要し且つ苗圃に於て再三移植し樹型を調へたるものにあらざれば植栽後枯損を來し活着せしものも樹型不整にして、不體裁を免れざれざるを以て國道路線より二里餘を隔つる川邊郡園田村に苗圃を設け、原苗圃にて既に一回以上移植を了へたる目通四寸以上の苗木三千本を大正十一年三月、二千四百本を同年十一月購入移植し目下育成中なり。

### 五 用地買収

用地買収價額、地上物件移轉補償額は縣廳内の評價委員を設け、調査審議の上決定し、土地物に所有者に協議することとし、府縣界以西本山村在吉川）以東間は已に其の承諾を得て買収を了せり住吉川以西目下調査中なり。

一、輛を購入使用し、地均用として、は「グレンーダ」及長八尺一臺を購入せるも未だ使用に至らず、碎石用の「クラッシュヤー」一日の碎石能力約十坪のもの一臺据付を了し、碎石用原礦は購入手續中なり。本工事は主として直營にて施行するを以て之れが遂行に要する工用器械器具の購入計畫及購入濟のもの左の如し。

品名	數量	摘要
八噸蒸氣機關車	五輛	三輛購入濟
ガソリン牽引車	三輛	
十噸蒸氣ローラー	三臺	二臺購入濟
八噸ガソリンローラー	二臺	
五噸蒸氣ローラー	一臺	購入濟
ジョー型クラッシュヤー	二臺	一臺購入濟
ベルト式コンベヤー	二臺	購入濟
グレンーダ	一臺	同
撒水車	二臺	
ガソリン、ペーパー	二臺	
同、ミキサ	五臺	二臺購入濟
ハンド、ミキサ	二臺	購入濟
アスファルト混合機	一臺	
アスファルトピニター	二臺	

ガソリントラクタ

一臺

一合七勾種鐵製土運車

二五〇輛

一四〇輛購入済

壹合積木製土運車

一一〇輛

三〇輛購入済

十二封度軌條

一一哩

八哩購入済

二十封度軌條

二〇哩

一一哩購入済

乗用自動車

一輛

購入済

貨物自動車 一輛

以上は阪神國道改築に關する、經過の概要に過ぎず。今後工事の進行に伴ひ適當の時期に於て更に報導する所あるべし。

兵庫縣